質問・回答票

事業名：上峰町子ども第３の居場所事業実施団体誘致に係る公募型プロポーザル
掲載日：令和８年１０月５日

上峰町住民課子育て支援係

No.	質　問	回　答	回答日
1	仕様書４は、令和 11 年４月１日から令和 22 年３月 31 日までを「10 年間」としていますが、この日付の期間は 11 年間となります。募集要項２（４）の「開所の日から 10 年間」と、募集要項９の協定終期を含め、正しい運営期間・終了日をご教示ください。５年経過時の中間評価は、令和 16 年度を想定してよいでしょうか。	募集要項及び仕様書を修正し、ホームページに再掲載します。ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。	R8.10.16
2	募集要項では準備期間が令和８～10 年度、外部資金による運営が令和 11・12 年度、町の委託への移行が令和 13 年度以降とされています。一方、様式３の５（２）と９（１）には異なる年度の記載があります。提案書は募集要項の年度区分に合わせて記載してよいでしょうか。 様式４の「１年間の収支見積書」は、開所初年度の令和 11 年度を対象とし、準備期間の改修・開設費と令和 13 年度以降の継続収支は別紙に示す整理でよいでしょうか。	募集要項及び仕様書を修正し、ホームページに再掲載します。ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。 様式４の「１年間の収支見積書」については、開所初年度である令和 11 年度の収支を記載してください。準備期間に係る改修費・開設費及び令和１２年度以降の収支見込みについては、必要に応じて別紙により、その内訳や積算根拠を示してください。	R8.10.16
3	町募集ページには日本財団の 2027 年度助成プログラムが参考掲載されています。令和 10 年 12 月の改修開始、令和 11 年４月の開所と整合させるため、町が現時点で想定している助成の公募年度・申請時期、既に助成団体と確認している事項があればご教示ください。 事業者を申請主体とする前提で、町による自治体協力届出、施設の継続使用の確約、三者協定等への協力を、どの段階で受けられるかご教示ください。	令和 10 年度の事業実施に向け、令和９年度に助成金の申請を行うことを想定しています。なお、具体的な申請時期については、助成制度の募集要件等をご確認ください。 町において、現時点で助成団体との間で確定している事項はありません。 自治体協力届出その他の申請に必要な書類への対応については、助成制度の要件及び町の権限・手続等を確認した上で、必要に応じて協議します。施設の継続使用や三者協定等についても、内容を確認	R8.10.16

		のうえ、町として対応可能な範囲を検討します。	
4	助成金が不採択・減額となった場合や、制度変更等により予定年度に資金を確保できない場合でも、原則として事業を中止できない条件と理解しています。この場合、再申請、代替財源、段階的な整備、事業計画・開所時期の変更等を町と協議する手続及び判断基準をご教示ください。事業者の追加負担範囲や町が支援を検討できる範囲は、協定締結前に整理することが可能でしょうか。	助成金が不採択又は減額となった場合等においても、事業者は、募集要項等に定める事業の実施条件を踏まえ、必要な資金確保に努めるものとします。 事業計画や開所時期等の変更については、変更の理由、事業への影響及び対応策等を確認した上で、必要に応じて町と協議することになります。ただし、協議を行うことにより、事業の中止、開所時期の変更又は町による追加の財政負担が認められることを保証するものではありません。 事業者の負担範囲及び町が対応できる範囲については、募集要項等の条件を基本とし、具体的な事項については協定締結に向けた協議の中で整理します。	R8.10.16
5	将来の委託は予算成立等が前提であり、保証されないことを踏まえ、現時点で想定する委託制度、業務範囲、委託料の規模又は算定方法をご教示ください。また、今回選定された事業者の継続を想定するのか、別途の事業者選定手続を予定するのかをご教示ください。委託移行が予定どおり実現しない場合の対応について、協定締結前に協議することは可能でしょうか。	令和 12 年度以降の町の委託事業への移行については、町の予算成立及び必要な手続を前提として検討するものであり、現時点で実施を確約するものではありません。 現時点では委託先を変更する予定はありませんが、今後の事業実施に向け、協定締結前に必要な協議を行うこととします。また、委託制度、業務範囲、委託料については、事業の実施状況、町の財政状況その他の事情を踏まえ、今後検討することとなります。 委託への移行が実現しない場合の対応についても、協定締結に向けた協議の中で整理しますが、将来の委託実施や委託料等を保証するものではありません。	R8.10.16

6	提案段階の施設改修提案書は、提供図面を基にした平面配置・用途区分・動線、安全面の考え方及び概算工事費を示す内容で足りるでしょうか。それとも、建築士が作成した改修図面、設備図、工事内訳、工事業者の見積書まで必要でしょうか。必須とする図面・見積書の種類、縮尺、作成者の資格等をご教示ください。備品購入計画についても、参考価格での積算と業者見積のいずれが必要かご教示ください。	提案段階では、提供図面を基に、施設の平面配置、用途区分、動線及び安全面の考え方並びに概算工事費を示した資料を提出してください。建築士が作成した詳細な改修図面や設備図、工事内訳書及び工事業者の見積書までは求めません。 備品購入計画についても、参考価格等に基づく積算で差し支えありません。	R8.10.16
7	共同利用を予定する団体・活動内容、利用区画・曜日・時間帯、専用使用できる区画をご教示ください。厨房、相談室、トイレ、玄関等の共用範囲や、子どもの支援時間中の一般利用の有無、備品・書類の保管方法について、町が想定する条件があればご教示ください。共同利用の調整責任と、光熱水費・清掃等の費用分担は、どのように定める予定でしょうか	施設の共同利用については、子どもの安全及び安心を確保し、本事業の支援活動に支障が生じないことを基本とします。 利用区画、利用日時、共用部分、備品等の保管方法及び費用負担等の具体的な条件については、施設の利用方法や事業計画を踏まえ、町及び関係団体と協議の上、整理することを想定しています。なお、共同利用に係る関係団体との調整は、今回選定された事業者が行うものとします。	R8.10.16
8	施設貸付契約の相手方及び土地・建物の使用権限の関係をご教示ください。使用料の目安又は算定方法、準備期間中の使用料・光熱水費等の負担開始時期は、収支計画を作成する前に確認できるでしょうか。開所後の運営期間及び外部助成の要件を満たす継続使用を確保するため、貸付期間、更新・解除条件等はどのように定める予定でしょうか。助成申請時に必要となる確約書等の発行は可能でしょうか。	本施設の使用については、募集要項において「賃貸借契約」を締結するとしていましたが、本施設は町が整備し、町の行政財産として管理するものであるため、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の使用許可により、施設の一部を使用していただく方法に改めます。 このため、土地・建物の使用権限は町長の使用許可に基づくものとなり、使用許可の相手方は選定された事業者となります。 使用料については、上峰町行政財産使用料条例の規定に基づき、免除する方向で調整しています。収支計画の作成に当たっては、使用料を計上しないでください。 光熱水費、清掃費その他施設の使用に伴う実費については、事業者の負担とすることを想定しています。共用部分に係る費用の分担方法及び負担の開始時期は、選定後に協議の上、定めます。 使用許可の期間は、上峰町財産管理規則第 15 条第 4 項の規定により、原則として 1 年以内となりますが、外部助成の要件を満たす	R8.10.16

		継続使用を確保するため、助成の対象期間に合わせた許可期間とすることを検討しています。 なお、使用許可については、地方自治法及び上峰町財産管理規則の規定に基づき、必要に応じて取消し又は変更を行うことがあります。 助成申請時に必要となる確約書等については、選定後、助成制度の要件及び町の財産管理上の取扱いを確認した上で、発行の可否及び記載内容を協議します。	
9	子ども支援のための内装・設備改修と、建物自体の老朽化・雨漏り・主要設備の故障等への対応について、町と事業者の負担区分をご教示ください。町が特に費用負担を認める場合の対象・判断基準、必要な建築・消防等の確認手続の分担もご教示ください。 事業終了時の原状回復について、町が承認した改修部分及び助成金で取得した設備・備品を残置・移管できる条件や、撤去費用の負担をどのように整理する予定でしょうか。	子どもの支援に必要な内装・設備等の改修については、募集要項等に定める条件に基づき、事業者の提案内容及び町との協議を踏まえて実施するものとします。 建物の老朽化、雨漏り、主要設備の故障等への対応については、建物及び設備の状況、故障等の原因、修繕の必要性及び費用負担区分等を確認した上で、町と事業者との協議により整理します。建築・消防等に関する必要な確認及び手続についても、関係法令に基づき対応するものとします。 事業終了時の原状回復、改修部分及び備品等の残置・移管並びに撤去費用の負担については、町の承認、助成制度の条件及び関係法令等を踏まえ、使用許可の条件及び協定等において整理します。	R8.10.16
１０	町が想定する登録人数、１日当たりの利用人数、学齢別の見込み人数及び支援ニーズについて、個人を特定しない範囲でご教示ください。 最低定員又は利用目標の指定はありますか。 対象児童の把握、学校・関係機関からの紹介、利用の適否の判断、保護者への説明・同意、関係機関との情報共有について、町と事業者の役割分担及び利用決定の手続をご教示ください。	対象児童数及び利用人数については、助成団体の要件に基づき、登録者数 20 名以上、1 日当たりの利用児童数 10 名程度を目指すものとします。なお、学齢別の見込み人数や具体的な支援ニーズについては、現時点で確定した数値はありません。 対象児童の把握や学校・関係機関からの紹介、利用の適否の判断、保護者への説明・同意及び関係機関との情報共有等については、子どもの安全及び個人情報の適切な取扱いに留意し、町と事業者の役割分担や利用決定の手続を協議の上、整理することとします。	R8.10.16

１１	不登校の子どもへの日中支援を提案する場合、その時間を週の運営時間に含めることは可能でしょうか。放課後の受入れや原則 19 時以降の終了を確保する前提で、長期休業中を含めた開所時間に町独自の指定があればご教示ください。 食事提供、学校・家庭と施設間の送迎の必須範囲及び町の支援可能範囲をご教示ください。利用料・食費等を徴収する場合の町の方針、減免等の条件があればご教示ください。	不登校の子どもへの日中支援については、地域の支援体制や既存の取組等を踏まえ、町と協議の上、事業内容を整理することとします。 開所時間について、町独自の指定はありませんが、放課後の受入れや原則 19 時以降の終了を確保するとともに、長期休業中の利用も考慮した運営体制を提案してください。食事提供、学校・家庭と施設間の送迎及び利用料・食費等の徴収については、事業者の提案によるものとします。なお、町による追加的な支援を前提とせず、実施方法や費用負担等を含め、継続的に運営できる事業計画としてください。	R8.10.16
１２	包括ケアモデルに準拠するための職員配置について、町が定める最低人数、資格、専従・兼務の条件、開所中の常時配置人数があればご教示ください。助成申請年度の要件が変更された場合は、町との協議により配置計画を調整できるでしょうか。 心理・福祉等の専門職への相談、家庭への支援、学校や関係機関とのケース会議について、町が提供・調整できる支援と事業者が確保すべき支援の範囲をご教示ください。	職員配置については、助成団体の要件を踏まえ、必要な人員及び資格等を確保することを基本とします。町独自の配置基準は定めていません。なお、助成申請年度に要件の変更があった場合は、町と協議の上、配置計画を整理することとします。 心理・福祉等の専門職への相談や家庭への支援については、町のこども家庭センターとの連携が可能です。事業者は、日常的な子どもの見守りや支援を行うとともに、必要に応じて専門職や学校、関係機関と連携できる体制を確保してください。ケース会議等の実施については、必要に応じて町と協議の上、対応を整理することとします。 提案に当たっては、職員配置計画、専門職との連携方法、家庭への支援及び関係機関との連携体制について具体的に記載してください。	R8.10.16
１３	小学生期から中学生期、支援を必要とする高校生まで、同じ相談窓口や関係機関との引継ぎにより支援を継続する計画を想定しています。中学卒業後も利用できる高校生の要件、本人の希望に応じた進路・生活相談、学校在籍のない高校生年代への対応について、町が想定する範囲をご教示ください。	高校生年代への支援及び高校卒業相当の年齢以降の支援については、助成団体の要件及び事業の目的を踏まえ、対象者や支援内容、関係機関との連携方法等について企画提案していただき、町と協議の上、整理することとします。	R8.10.16

	高校卒業相当の年齢以降も必要な支援につなぐ場合、本事業の対象となる支援と、別事業・関係機関への接続として扱う支援の区分をご教示ください。		
１４	周辺の複数の高校からボランティア参加を募り、成人職員の監督の下、学習、遊び、体験活動等の補助を行う計画は、本事業の地域連携の一環として提案してよいでしょうか。職員配置を代替しない前提で、年齢、学校・保護者の同意、研修、保険、個人情報への接触等について町独自の条件があればご教示ください。支援を受ける高校生とボランティアとして参加する高校生の役割を区別する際の留意事項もご教示ください。	周辺高校の生徒によるボランティア参加については、地域との連携及び交流を図る取組として、提案に含めることができます。 実施に当たっては、事業者の職員による適切な監督の下で活動することとし、職員配置の代替としないこと、参加者への事前説明や必要な研修、保険加入、個人情報の適切な取扱い及び子どもの安全確保等に十分配慮してください。 また、支援を受ける子どもとボランティアとして参加する生徒については、それぞれの立場や役割を明確にし、本人の意思及びプライバシー、参加する高校生の負担にも配慮した計画としてください。	R8.10.16
１５	NPO 法人の直近３年間の決算書類について、法人全体の活動計算書、貸借対照表、財産目録及び注記等の提出で対応可能でしょうか。様式４の給付費収入・保育料収入等のうち本事業に該当しない科目は０円とし、助成金・寄付金・法人負担金等を適切な科目又は別紙内訳で示してよいでしょうか。本事業に合わせた科目名の変更、行の追加及び積算根拠の別紙添付の可否もご教示ください。	直近３年間の決算書類については、法人全体の活動計算書、貸借対照表、財産目録及び注記等の提出で差し支えありません。 様式４については、本事業に該当しない科目は０円とし、助成金・寄付金・法人負担金等は適切な科目又は別紙内訳により示してください。科目名の変更、行の追加及び積算根拠の別紙添付についても、様式の趣旨を損なわない範囲で対応してください。	R8.10.16